

庁舎内各課からの修正意見リスト

資料2

章	節	頁	行	修正意見等	修正意見等への対応方針
第二章	第一節	3	6	<p>【先駆者等の出身地記載】</p> <p>その地域のルーツを知るため、記述されている先駆者等の出身地を記載することができないか（井上利三郎、佐々木駒吉など）</p>	<p>●執筆原稿へ反映</p> <p>次のとおり氏名の後に括弧書で出身地を記載する。</p> <p>井上利三郎（新潟県出身）</p> <p>佐々木駒吉—ヤエ夫妻（札幌出身）</p> <p>次のとおり記載する。</p> <p>新潟県人の井上利三郎は～</p> <p>※佐々木駒吉は現函館市で生まれ、妻ヤエは石川県生まれで結婚後に札幌へ、その後美々へ移住しフモンケ地区に入植（早来町史 P362）しており、これらすべてを記載することで逆に読みづらくなることから、記載をしないこととする。</p>
第二章	第一節	3	8	<p>【出典（旧町史）の記載】</p> <p>基本的にはすべて旧町史が基になっているので不要ではないか（所々に（『早来町史』）と記載されているが、『追分町史』の記載はほぼない）。</p>	<p>●執筆原稿へ反映</p> <p>文章の流れで不要な記載は削除する。</p>
第二章	第一節	3	29	<p>【北海道炭礦鉄道会社】</p> <p>「炭礦」と「炭砒」が混在しているため、どちらかに統一する必要はないか。</p>	<p>●執筆原稿へ反映</p> <p>「炭礦」に統一する。</p>
第二章	第一節	4	7	<p>【鍬がおろされた】</p> <p>旧町史では「おろされた」と「下ろされた」が混在しており、どちらが正しい表記なのか。</p>	<p>●執筆原稿へ反映</p> <p>いずれも間違いではないが、意味を寄り明確にするため「下ろされた」に修正する。</p>
第二章	第二節	5	2	<p>【早来神社の創設】</p> <p>神社の場合「創建」の例が多いように思われる。なお、追分八幡神社では「創祀」と記載している。これは鶴岡八幡宮からの分祀の意味で使用。</p>	<p>●執筆原稿へ反映</p> <p>神社の存在自体が確立されたという意味で「創設」を使ったが、物理的に建物を作ったという意味の「創建」に修正する。</p> <p>●要確認</p> <p>「創建」に修正を行う。ただし、追分八幡神社のよう</p>

					に分祀ではないか確認を行い、分祀の場合は文言を調整する。
第二章	第二節	5	13	【鳥取団体の移住】 旧町史を引用しているため補足説明が必要ではないか。	●執筆原稿へ反映 次のとおり加筆する。 『農業に従事することを目的に、岩見沢方面から早来の地に集団で再移住した鳥取県人を「鳥取団体」と呼んでいる（「鳥取県人の北海道移住Ⅱ」鳥取県立公文書館、平成十年度公文書展）』
第二章	第三節	5	15	【町名の表記】 現在の町名とするのであれば「むかわ（平仮名表記）」となる。例）むかわ（鷓川地区）	●執筆原稿へ反映 「むかわ」に修正する。 むかわ（鷓川地区）に修正し、鷓川・穂別の記載がある場合は、むかわ（鷓川・穂別地区）と記載する。
第二章	第四節	6	11	【月数・年数の表示】 月数は「カ月」、年数は「か年」と記載されているため統一が必要ではないか。	●執筆原稿へ反映 「カ年」に統一する。
第二章	第四節	6	16	【入植地の記載】 ニタッポロは守田重兵衛のみ。安東定次郎は下安平、大谷鉄蔵は安平の一部、上野初太郎は東遠浅であり、表記方法について検討が必要	●執筆原稿へ反映 それぞれの入植地を記載する。 守田重兵衛（早来守田） 安東定次郎（ 下安平 早来源武） 大谷鉄蔵（安平 の一部 ） 上野初太郎（東遠浅）
第二章	第四節	7	15	【西暦の表記】 小見出しを入れないのであれば、初出以外は西暦の記載は不要ではないか。	●執筆原稿へ反映 執筆要領に基づき校正時に受託者で対応する。
第二章	第五節	7	5	【時代の明確化】 「この時代」とはいつを指すのか具体的に記載した方がよい。⇒「一方、大正●●年から昭和●年ごろは」	●執筆原稿へ反映 文脈から想定できると判断したが、「一級町村制時代」と明確に記載する。
第二章	第五節	7	10	【本村の表記】 早来町史から引用しているため修正は不要だが、ここ以外に記載の「本村」は「安平村」に統一すべき。	●執筆原稿へ反映 すべて「安平村」に統一する。

第二章	第六節	9	16	<p>【開基の記載】</p> <p>開村 50 年の経過として明治 22 年の開基の記載を残すべきか検討が必要</p>	<p>●編さん委員会で審議 開基の記載を残すべきか編さん委員会で審議する。</p> <p>●記載を削除する。 ※他の執筆内容のバランスを考慮すると、明治 22 年の開基の記載は不要と考える。</p>
第二章	第六節	9	22	<p>【開村 50 年記念式典】</p> <p>式典の内容や記念行事など具体的な記述が必要ではないか。</p>	<p>●編さん委員会で審議 上記により、記述を残したうえで、記念式典の内容を加筆すべきか編さん委員会で審議する。</p> <p>●具体的記述は行わない。 ※他の執筆内容のバランスを考慮すると、記念行事の具体的内容まで記載する必要はないと考える。</p>
第三章	第一節	10	3	<p>【分村事情】</p> <p>これまでの歴史的経過の中で、分村事情は非常に重要な出来事であり、過去の歴史（事実関係）を振り返り後世へ継承するためにも、より詳しく記述すべきではないか。</p>	<p>●執筆原稿へ反映</p> <p>次のとおり詳細な文章に加筆修正する。 『そもそも分村問題は、戸長役場の設置位置を巡る早来・追分両地区議員間の確執に端を発するものであり、しばしば村会における対立となって表面化した。すなわち、明治三十三年六月に、勇払村と植苗村の一部を割いて安平村が独立開村し、戸長事務取扱として小林久太が任命されたのだが、追分側と早来側が互いに自地域に有利な条件を提示して戸長役場の争奪運動を展開したのである。当局の指示によって、安平村の中央に位置する早来地区に戸長役場の設置が決定してもなお、両地区議員の対立は続き、板挟みとなった歴代村長の就任期間は極めて短く、開村～大正十二年の一級町村制施行までの二十三年間に一七代の戸長・村長が交替し、その平均在任期間は一年四カ月であった。戸長役場の設置位置の問題だけではなく、両地区議員間の軋轢はしばしば議会を紛糾させており、二級村制施行後、明治三十九年六月一日に行われた村会では、早来尋常高等小学校の設置を巡って激しい対立が起きた。両地区議員による感情のもつれは、同年十月に追分尋常高等小学</p>

					<p>校の設置が決まってからも続き、村長は常に緊張した議会運営を迫られたようであり、大正五年一月十七日に第一一代村長長尾信一が退職してからも、その後任が任命されず、八カ月間も村長空白期間が生じるという異常事態となった。</p> <p>役場庁舎の移転に関しては、第六代鈴木村長が追分地区への移転を提案したが実現せず、昭和四年二月に早来地区にあった役場庁舎の現在地での改築が議決されると、分村の議論は一層活発になった。昭和十九年三月の村会で満場一致の賛成を得て、道庁に分村の申請を行ったものの、大東亜戦争の最中であったため却下となった。分村が具体化するのには、戦後の混乱が落ち着きを取り戻してきた昭和二十七年の春からであり、追分高等学校（全日制）設置問題を契機とするものであった。追分地区には、昭和二十四年に苫小牧高等学校追分分校（定時制）が設置され、翌年四月には追分高校（定時制）として独立したが、これを全日制にする案が議会で否決されたことによる。これを機に分村に向かって動きはじめたのである。</p> <p>ことほど左様に議会で対立してきた両地区議員ではあるが、その背景には時の安平村が、生産地としての早来地区と消費地としての追分地区というように、社会的色調を異にしていたことが根本原因の一つになっていたと考えるべきであろう。』</p>
--	--	--	--	--	--

第三章	第一節	11	5	<p>【分村と農業振興計画】</p> <p>安平村議会で農政の基本方針を可決した経過については、積寒法に基づく農業振興計画が分村によって実施に支障が来すのではないかということであり、それら村民からの強い要望に基づき、村議会で農政の基本要綱を議決し、農業振興計画を樹立したもののだが、第一節の中では、これら経過が点在しているため文章整理が必要。</p>	<p>●執筆原稿へ反映</p> <p>次のとおり文章整理を行う。</p> <p>以下の文章を削除し、指摘に沿った流れとした。</p> <p>『このような中、昭和二十七（一九五二）年五月に策定された「安平村総合開発計画」では、村内産業構成中農林業の占める割合が三三・四％と産業別比率中最大であり、立地条件からも将来農業をもって安平村の産業振興の中核となすべきであるとの基本方針のもと、農業振興に重点を置き、前述の「積雪寒冷単作地帯農業振興計画」に基づいて、産業、交通その他必要な基本施設の整備拡充を図ることとした。具体的には、農業では過少経営農家の経営確立、商工業では原料を集荷して加工する工業や第二次加工業等の誘致育成、河川改修では安平川両岸湿地帯の開田開畑や河床掘削・護岸・水路開削等が計画され、その他交通網の整備や貯水施設、かんがい排水工事にも取り組むとされた。しかし、村民からは、分村に伴う農業振興への影響を回避するため、農業振興を強力に推進すべきとの強い要望があった。』</p>
第三章	第一節	11	19	<p>【本町の表記】</p> <p>早来村と早来町の記述が混在しているため、「本村」、「本町」の記載を工夫する必要がある。</p>	<p>●執筆原稿へ反映</p> <p>短期間に分村や町制施行と大きな出来事が続くため、昭和30年代の記述では「本村」・「本町」は避け、「安平村」・「早来町」とする。</p>
第三章	第一節	11	30	<p>【新農村建設振興計画】</p> <p>新農村建設振興計画策定時は「早来町」ではないか。</p>	<p>●執筆原稿へ反映</p> <p>「早来町」に修正する。</p>
第三章	第三節		節全般	<p>【記述項目の追加】</p> <p>昭和57年以降の「千歳川放水路計画」は早来町における歴史的事象と思われるので記載が必要ではないか。</p>	<p>●要検討</p> <p>「早来町史（続刊）」を照合のうえ記載を検討する。</p>
第四章	章全般			<p>【記述内容の統一】</p> <p>第三章（早来町）に関しては「発展期」で総括しており、第四章（追分町）には「発展期」の記述がない。また、第四章（追分町）では農業振興など節を分けて記載しており、</p>	<p>●要検討</p> <p>修正する方向で検討する。</p>

				<p>第三章（早来町）との統一感がない。 両町共「復興期」「発展期」と内容を集約し、合わせたほうが良いのではないか。</p>	
第四章	第一節	18	11	<p>【相即密接不離】 四字熟語として適切か要確認。 例) 密接不可分又は相即不離</p>	<p>●執筆原稿へ反映 「相即不離」に修正する。</p>
第四章	第二節	18	節全般	<p>【町政執行方針の記載】 第三章（早来町）第二節の復興期や第三節の発展期に記載されている町政執行方針の一覧が第四章（追分町）第二節には掲載されておらず整合性がない。中村町政と執行方針の推移が分からないのではないか。</p>	<p>●要検討 修正する方向で検討する。</p>
第四章	第二節	18	14	<p>【北炭山林の買収と国営農地開発事業】 記述内容が「第四節 農業振興」と重複している部分があり、読んでいて違和感があるので、どちらか一方に整理したほうが良い。 また、追分市街地の道有地買収を記述するには、前段に苦小牧地区大規模工業基地建設に伴う代替農地の記載が必要。その他、買収価格や予定価格は不要 なお、宅地用地等の建設用地は、移転代替地として道企業局が買収した旧北炭山林のうち、市街地に隣接する部分（49ha）のみ。</p>	<p>●執筆原稿へ反映 次のとおり修正する。 【記述の削除】 18 頁 14 行目 『昭和四十年代は、国土利用の硬直化を打破するために、新全国総合開発計画や苦小牧東部大規模工事基地開発基本計画の策定や農業振興地域の整備に関する法律の公布などを背景に町でも様々な施策が講じられた。北炭社有林は、北海道炭礦汽船株式会社が大正初期に買得したもので、戦後一部が開拓地として買収されたものの、大部分の北炭山林は手つかずの状態であり、大企業による土地占有が追分町における農業の不振に繋がった。』 18 頁 21 行目 『宅地造成や公共施設の建設用地として利用する予定であった。道は最初に土地鑑定評価により一億九五〇〇万円の売渡し予定価格を提示したが、折衝の結果、最終的に町に対して売渡し予定価格を九七五〇万円とする最終提示があり、町議会はこれを承認した。また、買収に伴い、町有地を公売することも決定された。』</p>

					<p>19 頁 5 行目 『が決まり、買収価格は三八八万円であった。』</p> <p>【記述の追記】 19 頁 5 行目 『なお、宅地用地等の建設用地は、移転代替地として道企業局が買収した旧北炭山林のうち、市街地に隣接する部分（四九畝）であった。』</p>
第四章	第二節	19	16	<p>【石勝線の駅名】 駅名を当時の表記とするのか現在の表記とするのか、もしくは、文章の頭に「当時」を入れるのか検討が必要</p>	<p>●執筆原稿へ反映 次のとおり修正する。 『追分線（南千歳-追分間）・紅葉山線（新夕張-占冠間）・狩勝線（占冠-新得間）』</p>
第四章	第三節	20	10	<p>【S L の表記】 蒸気機関車を「S L」の略称で表記すると、ディーゼル機関車の略称「D L」と、型式の「D L 5 1 型」の“D L”が混在するので、区別が必要</p>	<p>●要確認 「追分町史」の記述のままだが、追分機関区に DL51 型という機関車があったのか不明のため確認をする。</p>
第四章	第三節	20	24	<p>【旧鉄道資料館の記念碑】 道の駅建設時に旧鉄道資料館の記念碑は解体・撤去しており表現を変更する必要がある。 例) 道内屈指の規模を誇った車庫であったが、現在では焼失を免れた一部の S L 部品が鉄道資料館に保存されているのみである。</p>	<p>●執筆原稿へ反映 次のとおり修正する。 『道内屈指の規模を誇った車庫であったが、現在では焼失を免れた一部の S L 部品が鉄道資料館に保存されているのみである。』</p>
第四章	第四節	22	11	<p>【春日地区国営農地開発事業】 前段の記載内容と重複しているので、文章整理が必要 例) 昭和四十五年に国による米の生産調整が開始されて以降、狭小な農地での稲作を中心とした経営継続は年々厳しさを増し、農家は畑作化による規模拡大、乳牛・肉牛の多頭飼育化による規模拡大の必要性から、追分・早来両町にまたがる約五五〇ヘクタールの山林原野を農地造成する国営事業の採択に向け、</p>	<p>●執筆原稿へ反映 次のとおり修正する。 『昭和四十五年に国による米の生産調整が開始されて以降、狭小な農地での稲作を中心とした経営継続は年々厳しさを増し、農家は畑作化による規模拡大、乳牛・肉牛の多頭飼育化による規模拡大の必要性から、追分・早来両町にまたがる約五五〇畝の山林原野を農地造成する国営事業の採択に向け、両町の関係者が一体となって国への要望</p>

			<p>両町の関係者が一体となって国への要望陳情を粘り強く展開した。これにより、昭和五十三年・五十四年に調査が実施され、昭和五十五年度に国営農地開発事業（春日地区）として基本計画が樹立し、同年に全体実施計画、昭和五十六年度に工事着工、平成六年度に完了する十四年間に七二億二七〇〇万円の事業費が投じられた一大事業であった。翌年一二月七日には、受益者及び工事関係者等による竣工祝賀会が追分公民館にて挙行された。この事業の受益戸数は追分町二九戸と早来町三九戸の合計六八戸で、農地造成で約四四一ヘクタール、道路で六条、約一万七三九九メートル、客土で三五〇ヘクタールが整備され、作物の安定生産、作業効率の向上等による経営安定を目指す近代農業に順応できる広大な耕地基盤が築かれた一方で、受益者負担金は完了後から償還開始となるため、完了までの十四年間で高齢化や後継者不足等に伴う農地の担い手問題に加え、物価高騰や降雨被害によるほ場の部分補修等で地元負担が当初計画の二倍強に嵩むなどの新たな課題を抱えた。」</p>	<p>陳情を粘り強く展開した。これにより、昭和五十三年・五十四年に調査が実施され、昭和五十五年度に国営農地開発事業（春日地区）として基本計画が樹立し、同年に全体実施計画、昭和五十六年度に工事着工、平成六年度に完了する十四年間に七二億二七〇〇万円の事業費が投じられた一大事業であった。翌年一二月七日には、受益者及び工事関係者等による竣工祝賀会が追分公民館にて挙行された。この事業の受益戸数は追分町二九戸と早来町三九戸の合計六八戸で、農地造成で約四四一ヘクタール、道路で六条、約一万七三九九メートル、客土で三五〇ヘクタールが整備され、作物の安定生産、作業効率の向上等による経営安定を目指す近代農業に順応できる広大な耕地基盤が築かれた一方で、受益者負担金は完了後から償還開始となるため、完了までの十四年間で高齢化や後継者不足等に伴う農地の担い手問題に加え、物価高騰や降雨被害によるほ場の部分補修等で地元負担が当初計画の二倍強に嵩むなどの新たな課題を抱えた。』</p> <p>●要検討 修正する方向で検討する。</p>
--	--	--	--	--